

(案)

市有財産売買契約書 (物品)

売出人 富津市 (以下「甲」という。) と買受人 (以下「乙」という。) とは、次の条項により市有財産の売買契約を締結する。

(目的)

第1条 甲は、その所有する市有財産 (以下「売買物件」という。) を、現状有姿のまま乙に売り渡し、乙は、これを買受ける。

区分番号	名称等

(売買代金)

第2条 売買代金は、一金 円とする。

(契約保証金)

第3条 乙は、本契約締結と同時に、契約保証金として金 円を甲に納入しなければならない。ただし、別に納入された入札保証金は契約保証金に充当するものとする。

2 前項の契約保証金には利子を付さない。

3 第1項の契約保証金は、第11条に定める損害賠償金の予定又はその一部と解釈しない。

(契約保証金の帰属)

第4条 甲が、売買物件の引渡しまでに第9条第1項又は第2項の規定により本契約を解除したときは、前条第1項の規定により納入された契約保証金 (以下「契約保証金」という。) は、甲に帰属する。ただし、甲がやむを得ない事情があると認めた場合はこの限りではない。

(代金の支払等)

第5条 乙は、第2条に定める売買代金と契約保証金との差額 (以下「差額代金」という。) 金 円を甲の発行する納入通知書により、当該納入通知書に記載された期限内 (以下「納期限」という。) に一括して富津市指定金融機関に納入しなければならない。

2 甲は、乙が前項に定める義務を履行したときは、乙の申出により契約保証金を売買代金に充当することができる。

(遅延利息)

第6条 乙は、差額代金を納期限までに納入できないときは、あらかじめ甲に届け出、その承認を得るものとする。

2 乙は、差額代金を納期限までに納入しないときは、納期限の翌日から納入した日までの日数につきその金額に年5%の率 (年当たりの率は、閏 (じゅん) 年の日を含む期間についても、365日当たりの率とする。) を乗じて計算した額を遅延利息 (当該金額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。) として、甲の発行する納入通知書によ

り、一括して富津市指定金融機関に納入しなければならない。ただし、遅延利息の金額が100円未満であるときは、これを切り捨てるものとする。

(売買物件の引き渡し)

第7条 売買物件は、甲が差額代金及び遅延利息（前条第2項の規定に該当する場合に限る。）の納入を受けたときに、甲から乙に引き渡すものとする。

2 売買物件は甲の指定した場所で直接引渡すものとする。乙が配送での引渡しを希望する場合は、送付依頼書を甲に提出すること。なお、配送にかかる一切の費用は乙の負担とする。

3 乙は、売買物件の引渡しを受けたときは、甲の定めるところにより、直ちに受領書を甲に提出しなければならない。ただし、配送により引渡しをする場合、甲において売買物件の到着確認ができる場合は不要とする。

(危険負担)

第8条 本契約締結の日から売買物件の引き渡しの日までの間において、甲の責めに帰すことのできない理由により、売買物件に滅失、き損等の損害を生じたときは、その損害は、乙が負担する。

(契約の解除)

第9条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないときは、本契約を解除することができる。

2 甲は、乙が第9条の規定に違反したとき、又は乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、催告なしに本契約を解除することができる。

(1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は、役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下「役員等」という。）が暴対法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であるとき。

(2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

(3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的にあるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。

(5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

3 甲は、前項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何らの賠償又は補償をすることを要しない。

4 乙は、甲が第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(返還金)

第10条 甲は、本契約を解除したときは、収納済みの売買代金を乙に返還するものとする。  
ただし、第4条の規定により契約保証金を甲に帰属させる場合は、収納済みの売買代金から契約保証金に相当する額を差し引いた金額を返還するものとする。

2 前項の返還金には利子を付さない。

3 甲は、本契約を解除したときは、乙が負担した第12条に定める契約等の費用、売買物件に支出した必要費及び有益費その他一切の費用は償還しない。

4 甲は、第1項の規定により売買代金を返還する場合において、乙が第9条第4項、第11条に定める損害賠償金を甲に支払うべき義務があるときは、甲は損害賠償金に相当する金額を当該返還金の全部又は一部と相殺することができる。

(損害賠償)

第11条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないため損害を受けたときは、その損害の賠償を請求することができる。

(契約等の費用)

第12条 本契約の締結及び履行等に関して必要な一切の費用は、すべて乙の負担とする。

(信義則)

第13条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

(疑義の決定)

第14条 本契約に関し疑義があるときは、甲乙協議の上決定する。

(管轄裁判所)

第15条 本契約から生ずる一切の法律関係に基づく訴訟等については、甲の事務所の所在地を管轄する千葉地方裁判所をもって管轄裁判所とする。

上記の契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 富津市下飯野2443番地  
富津市  
富津市長 高橋 恭市

乙